

社会福祉法人 柏崎刈羽ミニコロニ一定款施行規則

(昭和 57 年規則第 1 号)

(改正 昭和 58 年規則第 1 号) (改正 昭和 60 年規則第 1 号)

(改正 平成 7 年規則第 1 号) (改正 平成 10 年規則第 1 号)

(改正 平成 13 年規則第 1 号) (改正 平成 24 年規則第 1 号)

(改正 平成 25 年規則第 1 号) (改正 平成 26 年規則第 1 号)

(改正 平成 29 年規則第 2 号) (改正 平成 29 年規則第 4 号)

(目的)

第 1 条 社会福祉法人柏崎刈羽ミニコロニ一定款（以下「定款」という。）第 4 2 条の規定により、その施行に関し必要な規則を定めるものとする。

(役員報酬支給基準)

第 2 条 定款第 2 2 条第 1 項に規定する役員報酬は次のとおりとする。ただし、当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者には、役員報酬は支給しない。

報 酬	理 事 長	月 額	5 0, 0 0 0 円
	理 事	年 額	2 0, 0 0 0 円
	監 事	年 額	2 0, 0 0 0 円

2 前項に規定する役員報酬の支給時期については、月額支給は毎月末日までに、年額支給は毎年 6 月に支給するものとする。ただし、任期満了前に辞任した役員については、辞任時に支給するものとする。

(役員等の費用弁償)

第 3 条 役員、評議員、評議員選任・解任委員及び苦情解決第三者委員が法人の用務のため、その求めに応じて会議に出席し、あるいは行事に参加した場合に支給する費用弁償の額及び支給の方法は次によるものとする。

- (1) 鉄道賃 旅程に応じた旅客運賃及び片道 5 0 km 以上の旅行には急行料金を、片道 2 5 0 km 以上の旅行には特別急行料金の実費を支給する。ただし、用務の都合により命令権者が特別に命令した場合はこの限りでない。
- (2) 船 賃 運賃の等級を 3 等級に区分する場合は中級、2 等級に区分する場合は上級の運賃とする。
- (3) 航空賃 実費とする。ただし命令権者が空路による旅行を命じた場合に限る。
- (4) 車 賃 県内 1 km につき 2 3 円、又はバス実費
- (5) 日 当 1 日につき 3, 0 0 0 円。ただし、役員及び評議員選任・解任委員で当法人の職員を兼ねている者には、支給しない。
- (6) 宿泊料 1 泊につき、県内 1 0, 0 0 0 円、県外 1 1, 0 0 0 円
- (7) 交通費 県外の旅行に限り 1 日につき 6 0 0 円

2 前項の費用弁償は法人が招集する会議等については当日支給するものとし、その他につ

いては職員の旅費に関する規則を準用する。

(理事会)

第4条 理事会は、3月及び6月に招集するほか、必要により随時招集することができる。

(会議の招集)

第5条 評議員会及び理事会を招集する場合には、1週間前までに付議案件を関係者に示すものとする。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。

(専決)

第6条 定款第25条に規定する理事長が専決できる業務は次のとおりとする。

- (1) 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- (2) 職員の日常の労務管理・福祉厚生に関すること。
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 利用者の日常の支援に関すること。
- (10) 利用者の預り金の日常の管理に関すること。
- (11) 寄附金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(法人本部)

第7条 法人本部に職員の職として、事務局長を置くことができるものとする。

2 前項に定める職の他に、理事長が必要と認めた職員を置くことができるものとする。

(資産及び会計)

第8条 資産の管理及び会計処理については別に定める。

(施設)

第9条 この法人の設置する施設に関する規則は別に定める。

附 則

この規則は、昭和56年9月30日から施行する。

附 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年9月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。